

厚生労働省発基勤 0303 第 1 号

労働政策審議会  
会長 諏訪 康雄 殿

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成 4 年法律第 9 0 号）第 4 条第 4 項において準用する同条第 2 項の規定に基づき、別紙「労働時間等設定改善指針の一部を改正する告示案」について、貴会の意見を求める。

平成 2 2 年 3 月 3 日

厚生労働大臣 長妻 昭







